

全日本スノーボード技術選手権大会開催規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本スノーボード技術選手権大会（以下「技術選」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

(主催及び主管)

第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。

2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会へ技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。

(公示)

第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。

(大会役員等)

第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「ジュリー」という。）を設置する。

2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。

3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。

4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を承認し、組織委員長が任命する。

5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・コーディネーター・統括審判長・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。

6 ジュリーは、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」という。）・アシスタントTD・コーディネーター・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会がジュリー委員を選定し、組織委員長が任命する。

7 競技委員会の委員の配置、所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。また、現地事情を考慮し実行可能な範囲で兼任や、必要に応じた役職を追加することができる。

(会期)

第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて4日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。

(競技方法及び競技規則)

第6条 技術選の競技は、予選、決勝を行うことを原則とする。ただし、その競技方法及び競技規則については、別に定める。

(出場資格)

第7条 技術選の出場者は、次の各号に掲げる内容を満たしていなければならない。また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。

(1) 日本選手の出場資格

①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了して

いる者

- ②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。ただし、各選考会に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない
- ③大会申込時まで、SAJスノーボード級別テスト1級以上を有している者
- ④代表選手選出方法は選考会の開催要項に明示し、その選出方法により加盟団体長から推薦を得た者
- ⑤各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者
- ⑥ただし、前号②～④の条件を満たしていない者であっても、選手の実績、資質、貢献度などにより選考委員会が判断し、各加盟団体の責任のもと加盟団体長が認めたものは、出場資格を有する。この場合、選考会の開催要項に選考内容が明示してあること、その理由を大会参加申込みまでに本連盟に報告すること及び選考理由についての説明責任をもつこと

(2) 日本国籍を有する者以外の出場資格

必要に応じ別途大会要項で定める

(3) オープン参加資格

- ①当該大会開催年度の4月1日現在で満18才以上の者
- ②大会申込時まで、SAJスノーボード級別テスト1級以上と同等の技術を有する者
- ③本連盟教育本部長が認めた者
- ④各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者

(出場者数)

第8条 技術選の予選に出場できる選手数は、ブロック及び加盟団体別に、別に定める当該年度の出場枠数とする。

2 出場する選手数が加盟団体別に定めた出場枠数に満たない場合、残りの枠数を所属ブロック枠数に追加することができる。

3 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。

(成績順位の決定)

第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。

(報告)

第10条 技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。

(表彰)

第11条 技術選の総合得点により、各部門別に表彰する(同点同順位)。

(1) フリースタイル部門：男子10位、女子8位

(2) アルペンスタイル部門：男子6位、女子3位

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和2年7月8日 制定

令和3年12月21日 改正

令和4年9月26日 改正

令和5年12月20日 改正